

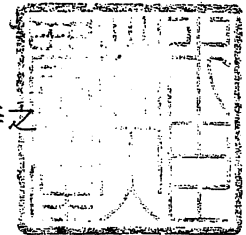


資料9

16消安第1609号  
平成16年5月28日

農林物資規格調査会  
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直しする必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 電柱用素材の日本農林規格（昭和26年5月28日農林省告示第911号）
- 2 押角の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1204号）
- 3 耳付き材の日本農林規格（昭和35年12月1日農林省告示第1205号）
- 4 鯨野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年1月20日農林省告示第38号）
- 5 まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰の日本農林規格（昭和36年5月20日農林省告示第493号）
- 6 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第802号）
- 7 特種かん詰の日本農林規格（昭和38年6月15日農林省告示第805号）
- 8 まくら木の日本農林規格（昭和41年4月18日農林省告示第539号）
- ⑨ 素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）
- 10 特殊包装かまぼこ類の日本農林規格（昭和49年10月31日農林省告示第

1008号)

- 11 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第532号）
- 12 風味かまぼこの日本農林規格（平成2年5月31日農林水産省告示第700号）
- 13 煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）

## 素材の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成17年7月15日

### 1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）について、見直しを行った。

平成16年6月1日に開催された農林物資規格調査会部会において、廃止の是非を検討した結果、規格で定めた内容が取引の際使用されており、改正又は確認する方向で検討するとされたことから、「性能規定化（強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入）、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点」から所要の見直しを行う。

### 2 見直しの結果

素材の日本農林規格について、

- (1)表示事項等を他の品目と同様に規定
- (2)電柱用素材の品質及び材積計算について規定
- (3)現行の材積計算方法を基本に標準的な材積計算方法を規定し、標準以外の計算方法の材積も表示可能な旨規定
- (4)針葉樹の素材の規格に「縦振動ヤング係数区分」を追加等の改正を行う。

素材の日本農林規格の見直しについて

1 見直しの基準 2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	(素材生産業者数は 5, 735)
イ 見直しを行う年度の過去2ヶ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	(素材供給量は13%減)
ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当 [平成12年度まで複数の都道府県で格付されていたが、平成13年度から北海道のみで格付されている]
エ 格付率が著しく低い規格	該当 [格付率1%未満]

2 見直しの基準 2 (1) ③ (改正又は確認する方向で検討する基準) に該当する項目

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなるが見込まれる規格	(格付率の増加は見込まれない)
イ 他法令で引用されている規格	(他法令による引用なし)
ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格	該当 [製造業者等が存続要望書を提出] (規格の材積計算方法等が市場で使われている等)
エ 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格	国、公共団体、民間仕様書で引用、ISO/TC218に規格あり
オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格	

## 素材の日本農林規格の改正概要

- 1 「素材の日本農林規格」は昭和42年以降改正を行っておらず、表示についての規定がなかったことから、「等級」、「寸法又は材積」、「樹種名」及び「縦振動ヤング係数区分」の表示事項、表示方法及び表示禁止事項を他品目と同様に規定する。
- 2 「電柱用素材の日本農林規格」については、平成16年6月1日開催の農林物資規格調査会部会において廃止の是非について審議した結果、「電柱用素材の日本農林規格」は廃止し、素材の日本農林規格の見直しの中で改めて検討するとされた。検討の結果、電柱用素材の規格の利用実態から、「曲り」及び「入り皮」等の品質の基準と材積の計算方法を規定する。
- 3 「素材の日本農林規格」は、昭和42年の最終改正時には農林物資規格法（昭和25年法律第175号）第2条により国内産の農林物資のみを対象としていた。その後、法律改正（昭和45年）が行われ、現行の「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」では外国産にも規格の対象が広がっていることから、現行の材積計算方法を「標準的な材積計算方法」とし、外材に対応する材積計算法等の標準以外の材積計算法による材積も表示できることとする。

（参考）

### 農林物資規格法第2条

この法律で「農林物資」とは、国内において生産される農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資であって政令で定めるものをいう。

なお、丸太の径の測定において、最小径に直角な径と最小径との差が大きい場合（扁平材）は実測の丸太の径（最小径）に補正を行うが、「水中貯木」の場合、最小径に直角な径の測定が困難なことから、最小径に直角な径を最大径に置き換えて差し支えない旨、規定する。

第5条 素材の標準的な材積の計算式は、次のとおりとする。

丸太（最小横断面における辺の欠を補った方形の合計に対する辺の欠の合計の割合が80パーセント以上のそま角を含む	丸太の材積は次の式を標準とする。 イ 長さが6メートル未満のもの $D^2 \times L \times 1/10,000$ ロ 長さが6メートル以上のもの及び電柱用 $\{D + (L' - 4) / 2\}^2 \times L \times 1/10,000$
そま角	$T \times W \times L \times 1/10,000$

注：1 Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値（Dの測定は第6条の寸法の測定方法における丸太の径の事項に基づく。）

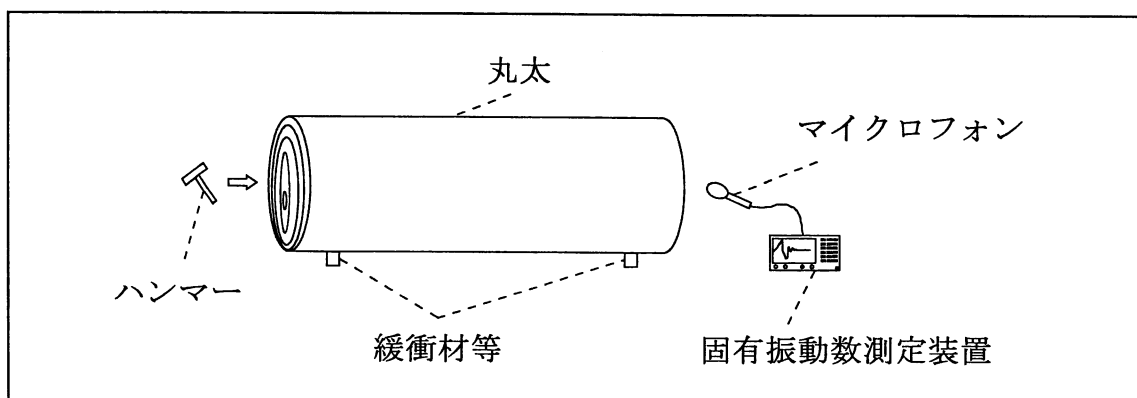
Lは、丸太及びそま角の長さのメートル単位による数値

L'は、長さのメートル単位による数値で1に満たない端数を切り捨てたもの

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

4 実需者からの強度性能的な区分の設定の要望を踏まえ、検討した結果、打撃をあたえたときに発生する固有振動数を測定して縦振動ヤング係数を求める方法及び区分を針葉樹の素材の規格に追加する。



素材の日本農林規格（昭和42年12月8日号外農林省告示第1841号）の一部改正（案）新旧対照表

改	正	案	現	行
<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。 [削る。]</p> <p>1 銘木類</p> <p>2 形状が不定な素材で利用価値が極めて低いもの</p> <p>3 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の5.0パーセント以上を占めるもの</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。 別に日本農林規格の定めがあるもの</p> <p>二 銘木類</p> <p>三 くず材</p> <p>四 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の五〇パーセント以上を占めるもの</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。 別に日本農林規格の定めがあるもの</p> <p>二 銘木類</p> <p>三 くず材</p> <p>四 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の五〇パーセント以上を占めるもの</p>	<p>(適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、次の各号に掲げるものを除き、建築その他一般の用に供される素材に適用する。 別に日本農林規格の定めがあるもの</p> <p>二 銘木類</p> <p>三 くず材</p> <p>四 腐れその他の欠点により利用できない部分がその材積の五〇パーセント以上を占めるもの</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規格において「銘木類」とは、次の各号の一に該当する素材をいう。</p> <p>一 材質又は形状がきわめてすぐれてまれているもの</p> <p>二 材質がきわめてすぐれているもの</p> <p>三 鑑賞価値がきわめてすぐれているもの</p> <p>四 前各号のものを採材できるもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規格において「銘木類」とは、次の各号の一に該当する素材をいう。</p> <p>一 材質又は形状がきわめてすぐれてまれているもの</p> <p>二 材質がきわめてすぐれているもの</p> <p>三 鑑賞価値がきわめてすぐれているもの</p> <p>四 前各号のものを採材できるもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規格において「銘木類」とは、次の各号の一に該当する素材をいう。</p> <p>一 材質又は形状がきわめてすぐれてまれているもの</p> <p>二 材質がきわめてすぐれているもの</p> <p>三 鑑賞価値がきわめてすぐれているもの</p> <p>四 前各号のものを採材できるもの</p>	
<p>丸太</p>	<p>一定の長さに切断された樹木で、剥皮したものを含む。</p>	<p>一定の長さに切断された樹木で、剥皮したものを含む。</p>	<p>一定の長さに切断された樹木で、剥皮したものをいう。</p>	
<p>そま角</p>	<p>製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したものをいう。</p>	<p>製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて丸太の材面を切削したものをいう。</p>	<p>製材機以外の斧、手斧等の道具を用いて「くず材」とは、形状が不定な素材で利用価値がきわめて低いものをいう。</p>	
<p>銘木類</p>	<p>材質又は形状が極めて優れているもの、材質が極めて優れているもの、鑑賞価値が極めて優れているもの及びその部分を含むものをいう。</p>	<p>材質又は形状が極めて優れているもの、材質が極めて優れているもの、鑑賞価値が極めて優れているもの及びその部分を含むものをいう。</p>	<p>材質又は形状が極めてすぐれているもの、材質がきわめてすぐれているもの、鑑賞価値がきわめてすぐれているもの、前各号のものを採材できるものをいう。</p>	
<p>材面</p>	<p>丸太については縦線をもつて4等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。</p>	<p>丸太については縦線をもつて4等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。</p>	<p>材面」とは、丸太については縦線をもつて四等分した縦面、そま角については材の縦面をいう。</p>	
<p>広葉樹の素材</p>	<p>針葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</p>	<p>針葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</p>	<p>針葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</p>	
<p>小の素材</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル未満のものをいう。</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル未満のものをいう。</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル未満のものをいう。</p>	
<p>中の素材</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル以上30センチメートル未満のものをいう。</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル以上30センチメートル未満のものをいう。</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が14センチメートル以上30センチメートル未満のものをいう。</p>	
<p>大の素材</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が30センチメートル以上のものをいう。</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が30センチメートル以上のものをいう。</p>	<p>丸太の径又はそま角の幅が30センチメートル以上のものをいう。</p>	
<p>広葉樹の素材</p>	<p>広葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</p>	<p>広葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</p>	<p>広葉樹から採材した丸太及びそま角をいう。</p>	
<p>電柱用</p>	<p>針葉樹から採材したものであつて、電柱の用に供される丸太をいう。</p>	<p>針葉樹から採材したものであつて、電柱の用に供される丸太をいう。</p>	<p>針葉樹から採材したものであつて、電柱の用に供される丸太をいう。</p>	

(素材の材種の区分)

第3条 素材の材種は、丸太については径により、そま角については幅により、次のように区分する。

- 二 小 (一四センチメートル未満のもの)
- 三 中 (一四センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの)
- 三 大 (三〇センチメートル以上のもの)

(素材の寸法の区分)

第四條 素材の寸法は、樹皮を除いた部分について、丸太については径及び長さにより、そま角については厚さ、幅及び長さにより区分する。

(丸太の径)

第五條 丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が一四センチメートル以上の丸太で最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル (最小径が四〇センチメートル以上の丸太にあつては、八センチメートル) 以上あるものの径は、その差六センチメートルごとに最小径に二センチメートルを加えたものとする。

(そま角の厚さ及び幅)

第六條 そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補つた方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。

(素材の長さ)

第七條 素材の長さは、阿木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしよ端部 (短径三センチメートル未満の部分) 又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。

(素材の単位寸法)

第八條 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については一センチメートル、その他の素材については二センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。

2 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、二〇センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、一. 九メートル以上二. 〇メートル未満、二. 一メートル以上二. 二メートル未満、二. 七メートル以上二. 八メートル未満、三. 三メートル以上三. 四メートル未満、三. 六メートル以上、三. 八メートル未満及び四. 三メートル以上四. 四メートル未満の長さについては、この限りでない。

3 前項のただし書の場合には、一. 九メートルをこえ二. 〇メートルに満たない端数、二. 一メートルをこえ、二. 二メートルに満たない端数、二. 七メートルをこえ二. 八メートルに満たない端数、三. 三メートルをこえ、三. 四メートルに満たない端数、三. 六メートルをこえ、三. 八メートルに満たない端数及び四. 三メートルをこえ四. 四メートルに満たない端数は、それぞれ切り捨てる。

(素材の数量の単位)

第九條 素材の数量は、本を単位とする。

(素材の材積計算の方法及びその単位)

第十條 素材の材積は、次の算式によつて計算する。



二 丸太

イ 長さが六メートル未満のもの

$$D^2 \times L \times 1/10,000$$

Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値

Lは、丸太の長さのメートル単位による数値

ロ 長さが六メートル以上のもの

$$\{D + (L' - 4) / 2\}^2 \times 1 / 10,000$$

D及びLは、イの算式の場合に同じ。

L'は、長さのメートル単位による数値で一に満たない端数を切り捨てたもの

二 さま角

$$T \times W \times L \times 1/10,000$$

Tは、さま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、さま角の幅のセンチメートル単位による数値

Lは、さま角の長さのメートル単位による数値

2. 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第三位に満たない端数があるときは、小数第四位を四捨五入する。ただし、その数値が小数第三位に満たないものは、小数第五位を四捨五入する。

3. 空洞（空洞に準ずる腐れを含む。以下この条において同じ。）の体積は、素材の材積から控除する。ただし、空洞の径の、丸太にあつてはその存する木口の径、さま角にあつてはその厚さに対する割合が二〇パーセントに満たないもの及び小の素材の空洞については、この限りでない。

4. 空洞の径は、空洞の平均径（最大径とこれに直角な径との平均をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その空洞が根張りの部分に係るものであるときは、その係る部分は除いたものとして平均径を測定する。

5. 丸太についての木口の径は、末口についてはその丸太の径とし、元口についてはその元口（根張りの部分がある丸太にあつては、その部分を除く。以下この項について同じ。）の最小径とする。ただし、最小径に直角な径と最小径との差が六センチメートル（最小径が四〇センチメートル以上の丸太にあつては、八センチメートル）以上ある元口についての木口の径は、その差六センチメートルごととにその最小径に二センチメートルを加えたものとする。

6. 空洞の体積は、次の算式によつて測定する。

二 空洞が素材の一端のみにあるとき

$$d^2 \times L / 2 \times 1/10,000$$

dは、第四項の規定による空洞の径のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの

Lは、素材の長さのメートル単位による数値

二 空洞が素材の両端にあるとき

$$d'^2 \times L \times 1/10,000$$

d'は、素材の両端における第四項の規定による空洞の径の平均のセンチメートル単位による数値で二に満たない端数を切り捨てたもの

Lは、前号の算式の場合に同じ。

(そま角の丸身制限)

第十一條 そま角であつて、最小横断面における辺の欠を補つた方形の四辺の合計に対する辺の欠の合計の割合が八〇パーセント以上のものは、丸太とみなす。

(針葉樹の素材の規格)

第十二條 針葉樹から採材した素材の規格は、次のとおりとする。

(針葉樹の素材の規格)

第三條 針葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準														
品 質	次の項に規定するところによる。  材の品質（径が8センチメートル未満の丸太及び幅が8センチメートル未満のそま角を除く。）														
縦振動ヤング係数区分（区分を表示しよ うとするもの に限る。）	別記の方法により各本について縦振動ヤング係数を測定し、その数値が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を満たすこと。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>縦振動ヤング係数 (GPa又は1.0<sup>3</sup>N/mm<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ef 50</td> <td>3.9以上5.9未満</td> </tr> <tr> <td>Ef 70</td> <td>5.9以上7.8未満</td> </tr> <tr> <td>Ef 90</td> <td>7.8以上9.8未満</td> </tr> <tr> <td>Ef110</td> <td>9.8以上11.8未満</td> </tr> <tr> <td>Ef130</td> <td>11.8以上13.7未満</td> </tr> <tr> <td>Ef150</td> <td>13.7以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	縦振動ヤング係数 (GPa又は1.0 <sup>3</sup> N/mm <sup>2</sup> )	Ef 50	3.9以上5.9未満	Ef 70	5.9以上7.8未満	Ef 90	7.8以上9.8未満	Ef110	9.8以上11.8未満	Ef130	11.8以上13.7未満	Ef150	13.7以上
区分	縦振動ヤング係数 (GPa又は1.0 <sup>3</sup> N/mm <sup>2</sup> )														
Ef 50	3.9以上5.9未満														
Ef 70	5.9以上7.8未満														
Ef 90	7.8以上9.8未満														
Ef110	9.8以上11.8未満														
Ef130	11.8以上13.7未満														
Ef150	13.7以上														

表示事項 1. 次に掲げる事項が表示してあること。  
(1) 等級（径が8センチメートル未満の丸太、幅が8センチメートル未満のそま角及び3に規定する表示をする場合を除く。ただし、4に規定する表示をする場合にはあつては等級の表示を省略することができる。）

<p>(2) 寸法又は材種</p> <p>2. 樹種名の表示をする場合にあつては、1に規定するもののほか、該当する樹種名を表示してあること。</p> <p>3. 電柱の用に供する場合にあつては、1及び2に規定するもののほか「電柱用」と表示してあること。</p> <p>4. 縦振動ヤング係数区分の表示をする場合にあつては、1、2及び3に規定するもののほか、区分を表示してあること。</p>	<p>表示の方法</p> <p>1. 表示事項の項の1から4までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 等級 等級の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。</p> <p>(2) 寸法又は材積 寸法の表示は、丸太の径又はそま角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はそま角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載すること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合にあつては、その旨を記載すること。</p> <p>材積の表示をする場合にあつては、第5条に基づき、材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、第5条によらない計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること。</p> <p>(3) 樹種名 樹種名を表示する場合にあつては、最も一般的な名称をもつて記載すること。</p> <p>(4) 縦振動ヤング係数区分 区分の表示をする場合にあつては、縦振動ヤング係数区分の項の表の左欄に掲げる区分を記載すること。</p> <p>2. 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各極ごとに見やすい箇所に明瞭にしなくてはならないこと。</p> <p>表示禁止事項</p> <p>次に掲げる事項は、これを表示していいないこと。</p> <p>(1) 表示事項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示</p>
--	--

2. 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。

事項	1等	2等	3等	4等
節	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの

欠点事項	等級	二等	二等
曲り	二五パーセント以下のもの	上記の限度を超えて存するもの	上記の限度を超えて存するもの
その他の欠点	顕著でないもの	上記の限度を超えて存するもの	上記の限度を超えて存するもの

三 中の素材 (樹令が一五〇年以上のひのきから採材したものを除く。)			
等級	一等	二等	三等
欠点事項	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 三以上の材面にないもの</p> <p>2 隣接二材面に存し、長径が五センチメートル以下のもの</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 二材面に存するもの</p> <p>2 三以上の材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの</p>	<p>上記の限度をこえて存するもの</p>
節 (長径が一センチメートル未満のものを除く。)			
曲り	<p>数が一個で一〇パーセント以下のもの</p>	<p>三〇パーセント以下のもの</p>	<p>上記の限度をこえて存するもの</p>
木口割れ又は引き抜け	<p>一〇パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径 (七ま角にあつては、その厚さ) の三分の一以下のものに限る。</p>	<p>三〇パーセント以下のもの</p>	<p>上記の限度をこえて存するもの</p>
目まわり (その存する木口の中心から材縁までの一〇分の九より外側にあるものを除く。)	<p>一〇パーセント以下のもの</p>	<p>三〇パーセント以下のもの。ただし、かさなつて存する目まわりは、そのかさなつた部分がその存する木口の中心をとおり直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。</p>	<p>上記の限度をこえて存するもの</p>
腐れ (えぞまつ、とどまつ及びびさし面)	<p>ないもの</p>	<p>二以下の材面に存し軽微なもの</p>	<p>上記の限度をこえて存するもの</p>

<p>① 3 以上の材面にないもの</p> <p>② 隣接二材面に存し、長径が五センチメートル以下のもの</p> <p>2 大の素材</p> <p>3 以上の材面にないもの</p>	<p>① 2 材面に存するもの</p> <p>② 3 以上の材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの</p> <p>2 大の素材</p> <p>隣接二材面に存し、長径が一〇センチメートル以下のもの</p>	<p>左記の限度を超えて存するもの</p> <p>2 大の素材</p> <p>① 2 材面又は3材面 (ひばにあつては、3材面) に存するもの</p> <p>② 4 材面に存し、長径が一センチメートル (ひのきの中の素材にあつては、一〇センチメートル) 以下のもの</p> <p>③ 4 材面に存し、2材面又は3材面において長径が一〇センチメートル (ひのきの中の素材にあつては、5センチメートル) 以下のもの</p>	<p>大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの</p> <p>ただし、電柱用にあつては、小の素材、中の素材、大の素材に限らず木口断面の中心と地際断面の中心を結ぶ直線が材の内部にあるもの</p>
<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 小の素材</p> <p>左記の限度を超えて存するもの</p> <p>2 中の素材</p> <p>3 0パーセント以下のもの</p> <p>3 大の素材</p> <p>数が1個で、10パーセント以下のもの</p> <p>3 大の素材</p> <p>数が1個で、5</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 小の素材</p> <p>左記の限度を超えて存するもの</p> <p>2 中の素材</p> <p>3 0パーセント以下のもの</p> <p>3 大の素材</p> <p>数が1個で、10パーセント以下のもの</p> <p>3 大の素材</p> <p>数が1個で、5</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 中の素材</p> <p>左記の限度を超えて存するもの</p> <p>2 大の素材</p> <p>2 0パーセント (ひのきの中の素材にあつては、3 0パーセント) 以下のもの</p>	<p>大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの</p> <p>ただし、電柱用にあつては、小の素材、中の素材、大の素材に限らず木口断面の中心と地際断面の中心を結ぶ直線が材の内部にあるもの</p>

	パーセント(ひのきの中の素材)にあつては、10パーセント)以下のもの	のきの中の素材)にあつては、20パーセント)以下のもの	の	
木口割れ又は引き抜	10パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径(そま角にあつては、厚さ)の3分の1以下のものに限る。	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 30パーセント以下のもの 2 大の素材 20パーセント以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径(そま角にあつては、厚さ)の3分の1以下のものに限る。	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 40パーセント以下のもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの
目まわり	10パーセント以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 30パーセント以下のもの。ただし、重なつて存する目まわりは、その重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて2等分した1面のみに存するものに限る。 2 大の素材 20パーセント以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 30パーセント以下のもの。ただし、重なつて存する目まわりはその重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて2等分した1面のみに存するものに限る。	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの

わらの樹心部にみこ	木口	木口	木口	木口
腐れ	各端において二〇パーセント以下のものを除く。)、虫食い又は空洞	木口	木口	木口
へび下り	節のない材面になく、他の材面において五パーセント以下のもの	節のない材面になく、他の材面において五パーセント以下のもの	節のない材面になく、他の材面において五パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点	軽微なもの	顕著でないもの	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

三 大の素材 (樹令が一五〇年以上のひのきから採材した中の素材を含む。)

欠点事項	等級	一等	二等	三等	四等
節(長径が一センチメートル未満のものを除く。)		三以上の材面にな	隣接二材面(ひば	次の各号のいずれかに該当するもの 1 二材面又は三材面(ひばにあつては、三材面)に存するもの 2 四材面に存し、長径が一五センチメートル(ひのきの中の素材にあつては、一〇センチメートル)以下のもの 3 四材面に存し、二材面又は三材面において長径が一〇センチメートル(ひ	上記の限度をこえて存するもの

腐れ、虫食い又は空洞	材面	ないもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 2 以下の材面に存し、軽微なもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 軽微なもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの	のきの中の素材にあつては、五パーセント(以下)のもの			上記の限度をこえて存するもの
	木口	ないもの	3 0パーセント以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 5 0パーセント以下のもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの	二〇パーセント(ひのきの中の素材にあつては、三〇パーセント)以下のもの	数が一個で、一〇パーセント(ひのきの中の素材にあつては、二〇パーセント)以下のもの	数が一個で、五パーセント(ひのきの中の素材にあつては、一〇パーセント)以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
へび下り		節のない材面にない他の材面において5パーセント以下のもの	節のない材面にない他の材面において1 5パーセント以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 3 0パーセント以下のもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの	四〇パーセント以下のもの	二〇パーセント以下のもの	木口割れ又は引き抜け	上記の限度をこえて存するもの
	その他の欠点	次の各号のいずれかに該当するもの 1 小の素材 軽微なもの 2 中の素材 軽微なもの 3 大の素材 軽微なもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 小の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 中の素材 顕著でないもの 3 大の素材 軽微なもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 中の素材 左記の限度を超えて存するもの 2 大の素材 顕著でないもの	大の素材にあつては、左記の限度を超えて存するもの ただし、種柱用における入り皮にあつては、腐れを伴うもの及び軟化したものがないこと。	三〇パーセント以下のもの。ただし、かまわつて存する目まわりはそのかさなつた部分がその存する木口の中心をとおる直線をもつて二等分した一面のみに存するものに限る。	二〇パーセント以下のもの	目まわり(その存する木口を中心から材縁までの一〇分の九より外側にあるものを除く。)	上記の限度をこえて存するもの

注1 小の素材は、曲り及びその他の欠点の1等、2等、中の素材はすべての事項の1等、2等、3等に適用する。ただし、樹齢が150年以上のひのきから採材した中の素材については大の素材として扱もの

とする。

- 2 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の事項が2種類以下であつて、その事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1階級上げる。
- 3 事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。
- 4 電柱用における材の品質は、曲り及びその他の欠点の入り皮の4等を適用し、その他の事項については利用上支障のないこととする。

(広葉樹の素材の規格)

第4条 広葉樹の素材の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
材の品質 (径が24センチメートル未満の丸太及び幅が24センチメートル未満のそま角を除く。)	次の項に規定するところによる。
表示事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる事項が表示してあること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 等級 (径が24センチメートル未満の丸太、幅が24センチメートル未満のそま角を除く。)</li> <li>(2) 寸法又は材種</li> </ol> </li> </ol>

存在する腐れで各端において二〇パーセント以下のものを除く。)、虫食い又は空洞へび下り	下のもの	下のもの	下のもの	て存するもの
	節のない材面になく他の材面において五パーセント以下のもの	節のない材面になく他の材面において一五パーセント以下のもの	三〇パーセント以下のもの	上記の限度をこえて存するもの
その他の欠点	きわめて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度をこえて存するもの

(注)

- (1) 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の欠点が二種類以下であつて、その欠点の程度がいずれも最小限度に近いものは、一等に相当するものを除き、一階級上げる。
- (2) 欠点が四種類以上あり、それらの欠点のうち、その程度が最大限度に近いものが四種類以上あるものは、四等に相当するものを除き、一階級下げる。

(広葉樹の素材の規格)

第十三条 広葉樹から採材した素材 (径が二四センチメートル未満の丸太及び幅が二四センチメートル未満のそま角を除く。)の規格は、次のとおりとする。

2. 樹種名の表示をする場合にあつては、1に規定するもののほか、該当する樹種名を表示してあること。

- 表示の方法
- 表示事項に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。
    - 等級
    - 等級の表示は、次項の表の右欄に掲げる等級に応じて記載すること。
    - 寸法又は材積
    - 寸法の表示は、丸太の径又はその角の厚さ及び幅についてセンチメートル、丸太又はその角の長さについてメートル又はセンチメートル単位により記載すること。ただし、第6条の丸太の径における最大の径を使用した場合にあつては、その旨を記載すること。
    - 材積の表示をする場合にあつては、第5条に基づき、材積を立方メートル単位で記載し、併せて長さについても記載すること。ただし、第5条によらない計算式により計算した場合は、計算方法も併せて記載すること。
    - 樹種名
    - 樹種名を表示する場合にあつては、最も一般的な名称をもつて記載すること。
  - 表示事項の項に規定する事項は、各本又は各椋ごとに見やすい箇所に明瞭にしなくてはならない。

表示禁止事項 前条の表の表示禁止事項の項に同じ。

2. 前項の材の品質の基準は、次のとおりとする。

等級	1等	2等	3等	4等
節	次の各号のいずれかに該当するもの 1 4材面にないもの 2 生き節のみが1材面に存し、その数が素材の長さ2メートル又は2メートル未満の端数につき1個以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 1材面に存するもの 2 隣接2材面に存し、長径が1.5センチメートル以下のも 3 生き節のみが隣接2材面に存し、その数が素材の長さ2メートル又は2メートル未満の端数	次の各号のいずれかに該当するもの 1 隣接2材面に存するもの 2 2材面に存し、長径が1.5センチメートル以下のも 3 3材面に存し、長径が1.0センチメートル以下のもの	左記の限度を超えて存するもの

等級	1等	2等	3等	4等
欠点事項	節(長径が1センチメートル未満のものを除き、材面におけるかけ、きざ及びあなで素材の利用上影響を及ぼすものを含む。)	次の各号のいずれかに該当するもの 1 四材面にないもの 2 生き節のみが1材面に存し、その数が素材の長さ2メートル又は2メートル未満の端数につき2個以下のもの	次の各号のいずれかに該当するもの 1 1材面に存するもの 2 隣接2材面に存し、長径が2.5センチメートル以下のも 3 生き節のみが隣接2材面に存し、その数が素材の長さ2メートル又は2メートル未満の端数	上記の限度を超えて存するもの



曲り	数が1個で、 <u>1.0パーセント</u> 以下のもの	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
	数が2個で、 <u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
木口割れ又は引き抜け	<u>1.0パーセント</u> 以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の <u>3分の1</u> 以下のものに限る。	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
	<u>1.0パーセント</u> 以下のもの	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの。ただし、重なつて存する目まわりは、その重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて <u>2等分</u> した <u>1面</u> のみに存するものに限る。	上記の限度を超えて存するもの
目まわり	目まわり（その存する木口の中心から材縁までの <u>1.0分の9</u> より外側にあるものを除く。）	材面	材面	上記の限度を超えて存するもの
	腐れ（樹心部のみに存する腐れで各端において <u>2.0パーセント</u> 以下のものを除く。）又は空洞	材面	材面	上記の限度を超えて存するもの
腐れ、虫食い又は空洞	ないもの	<u>1材面</u> に存し、軽微なもの	軽微なもの	上記の限度を超えて存するもの
	ないもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	<u>5.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
その他の欠点	極めて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度を超えて存するもの
	きわめて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度を超えて存するもの
曲り	数が1個で、 <u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
	数が2個で、 <u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
木口割れ又は引き抜け	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの。ただし、木口割れは、その深さがその存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の <u>3分の1</u> 以下のものに限る。	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>2.0パーセント</u> 以下のもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの。ただし、重なつて存する目まわりは、その重なつた部分がその存する木口の中心を通る直線をもつて <u>2等分</u> した <u>1面</u> のみに存するものに限る。	上記の限度を超えて存するもの
目まわり	目まわり（その存する木口の中心から材縁までの <u>1.0分の9</u> より外側にあるものを除く。）	材面	材面	上記の限度を超えて存するもの
	腐れ（樹心部のみに存する腐れで各端において <u>2.0パーセント</u> 以下のものを除く。）又は空洞	材面	材面	上記の限度を超えて存するもの
腐れ、虫食い又は空洞	ないもの	<u>1材面</u> に存し、軽微なもの	軽微なもの	上記の限度を超えて存するもの
	ないもの	<u>4.0パーセント</u> 以下のもの	<u>5.0パーセント</u> 以下のもの	上記の限度を超えて存するもの
その他の欠点	極めて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度を超えて存するもの
	きわめて軽微なもの	軽微なもの	顕著でないもの	上記の限度を超えて存するもの

(注)

注1 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が5.0センチメートル以上の丸太および幅が5.0センチ

- チメートル以上のそま角については、それぞれの限度に5センチメートルを加えたものとする。
- 2 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の事項が2種類以下であつてその事項の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、1階級上げる。
- 3 事項が4種類以上あり、それらの事項のうち、その程度が最大限度に近いものが4種類以上あるものは、4等に相当するものを除き、1階級下げる。

(素材の標準的な材積計算方法及びその単位)

第5条 素材の標準的な材積の計算式は、次のとおりとする。

丸太 (最小横断面における辺の欠を補つた方形の合計に対する辺の欠の合計の割合が80パーセント以上のそま角を含む。)	丸太の材積は次の式を標準とする。 イ 長さが6メートル未満のもの $D^2 \times L \times 1/10,000$ ロ 長さが6メートル以上のもの及び電柱用 $\{D + (L' - 4) / 2\}^2 \times L \times 1/10,000$
そま角	$T \times W \times L \times 1/10,000$

注1 Dは、丸太の径のセンチメートル単位による数値 (Dの測定は第6条の寸法の測定方法における丸太の径の事項に基づく。)

Lは、丸太及びそま角の長さのメートル単位による数値

L'は、長さのメートル単位による数値で1に満たない端数を切り捨てたもの

Tは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値

2 電柱用に供されるものの材積の計算式のうち、(L'-4) / 2が負となる場合は零として計算し、正となる場合は、0.5センチメートルに括約する。

3 素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入する。ただし、その数値が小数第3位に満たないものがあるときは、小数第5位を四捨五入する。

4 空洞 (空洞に準ずる腐れを含む。以下この条において同じ。) の体積は、素材の材積から控除する。ただし、空洞の径の、丸太にあつてはその存する木口の径、そま角にあつてはその厚さに対する割合が、20パーセントに満たないもの及び小の素材の空洞についてはこの限りではない。

5 空洞の体積は次の算式によつて測定する。

空洞が素材の一端にのみあるとき	$d^2 \times L / 2 \times 1/10,000$
空洞が素材の両端にあるとき	$d'^2 \times L \times 1/10,000$

(1) 生き節、死に節又は腐れ節の長径の限度は、径が50センチメートル以上の丸太および幅が50センチメートル以上のそま角については、それぞれの限度に5センチメートルを加えたものとする。

(2) 曲り、腐れ又は空洞がなく、かつ、これら以外の欠点が二種類以下であつてその欠点の程度がいずれも最小限度に近いものは、1等に相当するものを除き、二階級上げる。

(3) 欠点が四種類以上あり、それらの欠点のうち、その程度が最大限度に近いものが四種類以上あるものは、四等に相当するものを除き、二階級下げる。

- 注1 dは、空洞の径のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てたもの  
 2 d'は、素材の両端における空洞の径の平均のセンチメートル単位による数値で2に満たない端数を切り捨てたもの  
 3 Lは、素材の長さのメートル単位による数値

(寸法の測定方法)

第6条 この規格における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

丸木の径 (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	丸木の径は、最小径とし、最小径が14センチメートル以上の丸木で最小径に直角な径と最小径との差が6センチメートル（最小径が40センチメートル以上の丸木にあつては、8センチメートル）以上あるものの径は、その差6センチメートルごとに最小径に2センチメートルを加えたものとする。ただし、水中貯木において、最小径と直角な径が最大径と差が少なくと判断される場合は、前文の直角な径を最大の径に置き換えて差し支えないものとする。 また、電柱用にあつては、最小径とこれに直角な径との平均とする。
空洞の径	空洞の径は、空洞の最大径とこれに直角な径との平均とする。ただし、空洞が根張りの部分に係るものときは、その部分は除いたものとして平均径を測定する。
木口の径	木口についての木口の径は、丸木の径とし、元口（根張りの部分がある丸木にあつては、その部分を除く。以下この項において同じ。）についての木口の径は、丸木の径の項の最小径を元口の径に置き換えた径とする。
そま角の厚さ及び幅 (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。
素材の長さ (樹皮を除いた部分 を対象とする。)	素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしよう端部（短径3センチメートル未満の部分という。）又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。
素材の単位寸法	<ol style="list-style-type: none"> <li>丸木の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については1センチメートル、その他の素材については2センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、電柱用にあつては、5ミリメートルとし、単位寸法に満たない端数は2捨3入する。</li> <li>丸木又はそま角の長さの単位寸法は、20センチメートルとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、次の表の左欄に掲げるものについては右欄に掲げる寸法とする。また、電柱用にあつては、0.5メートルを単位</li> </ol>

寸法とし、単位寸法に満たない端数は切り捨てる。

1. 9 m 以上 2. 0 m未満のもの	1. 9 m
2. 1 m 以上 2. 2 m未満のもの	2. 1 m
2. 7 m 以上 2. 8 m未満のもの	2. 7 m
3. 3 m 以上 3. 4 m未満のもの	3. 3 m
3. 6 5 m以上 3. 8 m未満のもの	3. 6 5 m
4. 3 m 以上 4. 4 m未満のもの	4. 3 m

(品質の事項の測定方法)

第7条 第3条及び第4条における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて測定する。この場合において、事項が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その事項を測定する。

節	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 長径が1センチメートル未満の節は対象としない。</li> <li>2 材面におけるかけ、きず及びびびりなどで素材の利用上影響を及ぼすものを含む。</li> <li>3 死に節又は腐れ節（長径が1センチメートル未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の2倍とみなす。</li> <li>4 かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が1センチメートル未満の節を除く。）の実測の長径の1.5倍とみなす。</li> <li>5 その丸太にかくれ節及び長径が1センチメートル未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、1.0センチメートルとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が1.0センチメートルをこえる場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。</li> </ol>
曲り	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。</li> <li>2 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲りについての1の割合の合計を             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5倍した割合による。</li> <li>2 電柱用における曲りは、材長1.0メートル未満のものにあつては元口から1.5メートル、材長1.0メートル以上のものにあつては元口から2メートルの部分を地際として測定する。</li> </ol> </li> </ol>
木口割れ又は引き抜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百分率は、木口割れ又は引き抜の長さの素材の長さに対する割合による。</li> <li>2 木口割れが同一端に2個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜の長さについても、同様とする。</li> <li>3 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の2分</li> </ol>

(素材の欠点の測定方法)

第十四条 前二条の規格における欠点は、次の表の上欄に掲げる欠点事項につきそれぞれ同表の下欄に掲げる方法によつて測定する。この場合において、欠点が延び又は根張りの部分に係るものであるときは、当該延び又は根張りの部分を除いたものとして、その欠点を測定する。

節	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死に節又は腐れ節（長径が1センチメートル未満の死に節又は腐れ節を除く。）の長径は、その実測の長径の2倍とみなす。</li> <li>2 かくれ節の長径は、その素材に存する最大の節（長径が1センチメートル未満の節を除く。）の実測の長径の1.5倍とみなす。</li> <li>3 その丸太にかくれ節及び長径が1センチメートル未満の節以外の節がない場合は、そのかくれ節の長径は、1.0センチメートルとみなす。ただし、そのかくれ節に係る隆起の長径が1.0センチメートルをこえる場合は、そのかくれ節の長径は、その隆起の長径と同一とみなす。</li> </ol>
曲り	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百分率は、丸太の径又はそま角の厚さに対する内曲面の最大矢高の割合による。</li> <li>2 2個以上ある場合の百分率は、それぞれの曲りについての1の割合の合計を             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5倍した割合による。</li> </ol> </li> </ol>
木口割れ又は引き抜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百分率は、木口割れ又は引き抜の長さの素材の長さに対する割合による。</li> <li>2 木口割れが同一端に2個以上あるときは、最長のものの長さを、両端にあるときは、各端における最長のものの長さの合計を、それぞれの長さとする。引き抜の長さについても、同様とする。</li> <li>3 木口割れの深さが、その存する木口の径（そま角にあつては、厚さ）の2分</li> </ol>

<p>の1をこえるときは、その木口割れの長さは、その実測の1.5倍の長さともみならず。</p> <p>4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうものにあつては、その割れ目の長さとし、その他のものにあつては、その存する木口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点を結ぶ直線とその割れ目との交角が90度以上である場合には、その割れ目の終点をいい、その交角が90度未満である場合には、木口の中心からその割れ目に対する垂線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。</p>	<p>目まわり</p> <p>1 木口の中心から材縁までの1/10分の9より外側にある目まわりは対象としなす。</p> <p>2 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、その存する木口の4辺の欠を補った方形の4辺の合計）に対する割合による。</p> <p>3 目まわりが同一端に2個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。</p> <p>4 両端にある場合は、各端における2又は3の割合を合計した割合による。</p>	<p>材面</p> <p>腐れ、虫食い又は空洞</p> <p>木口</p> <p>程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。</p> <p>1 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に2個以上あるときは、それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ）に対する割合による。</p> <p>2 両端にある場合の百分率は、各端における1の割合の合計による。</p> <p>3 えぞまつ、とどまつ、さわら及び広葉樹の樹心部のみに存する腐れで各端において20パーセント以下のもは対象としない。</p>	<p>へび下り</p> <p>1 百分率は、その長さ（2個以上あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。</p> <p>2 1材面に平行かつ接近して2個以上あるときは、それらのへび下りは1個とみなしてその長さを測定する。</p> <p>程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。</p>
<p>の2をこえるときは、その木口割れの長さは、その実測の1.5倍の長さともみならず。</p> <p>4 木口割れの深さは、その存する木口において割れ目がその中心に向かうものにあつては、その割れ目の長さとし、その他のものにあつては、その存する木口におけるその割れ目の最深部（木口の中心とその割れ目の終点を結ぶ直線とその割れ目との交角が90度以上である場合には、その割れ目の終点をいい、その交角が90度未満である場合には、木口の中心からその割れ目に対する垂線とその割れ目との交点をいう。）からその木口の中心と反対方向に材縁に至る距離とする。</p>	<p>目まわり</p> <p>1 百分率は、その弧の長さのその存する木口の周囲の長さ（そま角にあつては、その存する木口の4辺の欠を補った方形の4辺の合計）に対する割合による。</p> <p>2 目まわりが同一端に2個以上ある場合の百分率は、それらの弧の長さ（外側の目まわりの両端と樹心とを結ぶ直線で区切られた部分に係る他の目まわりの弧の長さうち、当該部分に含まれる長さを除く。）の合計のその存する木口の周囲の長さに対する割合による。</p> <p>3 両端にある場合は、各端における1又は2の割合を合計した割合による。</p>	<p>材面</p> <p>腐れ、虫食い又は空洞</p> <p>木口</p> <p>程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。</p> <p>1 百分率は、腐れ、虫食い又は空洞の平均径（同一端に2個以上あるときは、それらの平均径の合計）のその存する木口の径（そま角にあつては、その厚さ）に対する割合による。</p> <p>2 両端にある場合の百分率は、各端における1の割合の合計による。</p>	<p>へび下り</p> <p>1 百分率は、その長さ（2個以上あるときは、それらの長さの合計）に対する素材の長さの割合による。</p> <p>2 1材面に平行かつ接近して2個以上あるときは、それらのへび下りは1個とみなしてその長さを測定する。</p> <p>程度は、素材の利用価値に及ぼす影響の大小による。</p>

別記（第3条関係）  
縦振動ヤング係数試験

次の図に示す方法によつて、各本に打撃を与えたときに発生する固有振動数を測定して縦振動ヤング係

数を求める。

(1) 縦振動ヤング係数 (E<sub>f</sub>) は次の式によって算出する。

$$E_f = \frac{(2Lf)^2 \rho}{10^9} \quad (\text{単位: GPa又は} 1.0^9 \text{N/mm}^2)$$

L: 材長 (m)

f: 固有振動数 (Hz)

$\rho$ : 見かけの密度 (kg/m<sup>3</sup>)

(2) 材長は実測値とし、1センチメートルに満たない端数は切り捨てることとする。

(3) 見かけの密度 ( $\rho$ ) は次の式によって算出する。重量は0.1kgまで計量し、これに満たない端数は切り捨てる。径は1cmまで計測し、これに満たない端数は四捨五入する。

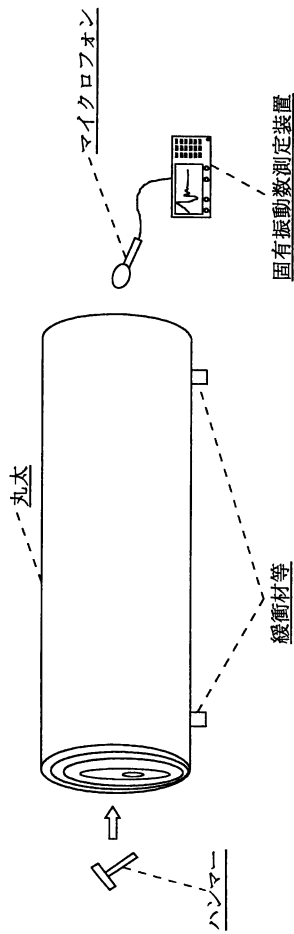
$$\rho = \frac{W}{(D^2 \times \pi / 4 \times L \times 1/10,000)} \quad (\text{単位: m}^3)$$

W: 各本の重量 (kg)

D: 両本口の最大径と最小径の平均を平均した値 (cm)

$\pi$ : 3.14とする。

L: 材長 (m)



27

素材の日本農林規格に係る用語の解説（案）

<p>節（生き節、死に節、腐れ節、かくれ節）</p>	<p>節とは、枝の切断面をいい、現れた状態により、「生き節」、「死に節」、「腐れ節」及び「かくれ節」に区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生き節」とは、節の繊維が周囲の材と連絡しているもの</li> <li>・「死に節」とは、節の繊維が周囲の材と連絡の切れているもので通常樹皮で取り囲まれているものが多い</li> <li>・「腐れ節」とは、節に腐れをともなった状態のもの</li> <li>・「かくれ節」とは、材面が隆起陥没等の異状を呈し、その内部に節の存することが確認し得るもの</li> </ul>
<p>引き抜け</p>	<p>伐倒に際し伐根に伐倒された材の一部が細長いものとなって残り、伐倒材の多くは中心部付近が引き抜かれているもの</p>
<p>目まわり</p>	<p>木口面に年輪に沿って円形または弧状に現れた割れ</p>
<p>へび下り (へびさがり)</p>	<p>急激または長期の低温のため、立木時代に材中の水分が凍結膨張して、材の長さ方向に割れを生じ、夏期においてその割れが傷癒材により巻き込まれて材面に隆起を生じたり、または傷癒材に巻き込まれることなく、材面に割れを生じたもの</p>
<p>入り皮</p>	<p>樹幹が損傷を受け、その癒合部の樹皮が成長とともに材中に巻き込まれたもの</p>

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成16年11月29日（月）  
14時～  
場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 素材の日本農林規格の見直しについて

(2) その他

4 閉会

---

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 素材の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 JAS規格の制定・見直しの基準



農林物資調査会部会委員名簿

氏名	役職
○ 有馬 孝禮	前東京大学大学院農学生命科学研究科教授
○ 大木 美智子	消費科学連合会会長
○ 田中 隆行	(社) 全国木材組合連合会理事
○ 藤井 良隆	前(社) 住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長
○ 山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
大橋 泰啓	日本木材輸入協会専務理事
神谷 文夫	独立行政法人森林総合研究所構造利用研究領域長
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
佐々木 巖	全国素材生産業協同組合連合会専務理事
谷 敬子	(社) 全国消費生活相談員協会常任理事
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
西村 勝美	(財) 日本住宅・木材技術センター常務理事
堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
蒔田 章	日本木材防腐工業組合技術副委員長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員
山根 香織	主婦連合会常任委員

(注) ○ : 農林物資規格調査会委員

## (パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる  
寄せられた意見・情報

(素材の日本農林規格)

### 1 改正案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H17.1.7～H17.2.6)

#### (1) 受付件数

消費者団体	1件
-------	----

---

合計	1件
----	----

#### (2) 意見・情報

別紙のとおり

### 2 WTO通報によるコメント (募集期間：H17.5.9～H17.7.8)

なし

### 素材の日本農林規格の改正案について

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
性能規定化の導入や外材への対応など、経済産業省電力安全課や（社）日本電気協会技術部等の電気の専門家達と十分意見交換を行っていただきたい。（消費者団体からの意見）	JAS規格の見直しに際しては、関係者に対して幅広く聞き取り調査やアンケート調査を行っています。本規格についても、総務省、経済産業省、日本電気協会及び電力会社を含めた関係者の意見を聴取しながら見直しを行っています。

### 電柱用素材の日本農林規格の廃止案について

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
性能規定化の導入や外材への対応など、経済産業省電力安全課や（社）日本電気協会技術部等の電気の専門家達と十分意見交換を行っていただきたい。（消費者団体からの意見）	上記と同じ。